

2025年 3月24日

社会福祉法人 リデルライトホーム
女性活躍推進法 一般事業主行動計画

男女ともに全職員が継続して活躍できるよう雇用環境の整備を行うため、女性活躍推進法に基づき一般行動主計画書を下記のとおり策定致しました。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～2028年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：子の看護休暇の取得率の向上を図る。

女性の看護休暇取得率を90%以上 男性の看護休暇取得率を60%以上にする。

<対策>

●2025年4月～2028年3月

定期的に職員会議やポータルサイトにおいて周知、取得推進